

教育総務課関係 新規・変更事業等

1 子育て世代包括支援センター（北栄町版ネウボラ）について 【新設】

ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスをする場所」を意味し、北栄町版ネウボラでは、妊娠期から子育て期にわたるさまざまな支援ニーズに切れ目なく対応した総合的相談支援と各種支援サービスのワンストップ拠点。

＜担当する業務等＞

- 出生世帯へゴミ袋配布（50枚）、出生世帯へ鳥取県産木材積み木セット配布
- 各種相談受付（健康、福祉、子育て、教育）／母子手帳交付／子育て支援
- 乳幼児訪問／サポートプラン作成／産前・産後サポート事業／パパママ教室
- 子育て支援センター／ファミリー・サポート・センター

★担当 子育て世代包括支援センター 前田、中野（電話 教育総務課：37-5870）

2 在宅育児支援事業（在宅育児世帯支援事業給付金）について 【新設】

こども園・保育所を利用せず、家庭で子どもを保育している世帯への現金給付。

月額 30,000円

対象乳児 生後3か月目～1歳6か月未満（16か月間）

支給月 4月、7月、10月、1月の4回（4・5・6月分を7月支給）

対象外 育児休業給付を受給している場合

北栄町に住所がない場合や里帰り出産など一時的な居住の場合

保育料、町税等に滞納がある場合 など

★担当 子育て支援室 山本、中野（電話 教育総務課：37-5870）

3 子育て支援センターの統合について 【変更】

子育て支援センターとは、こども園等に通っていない子どもを持つ親が、子育ての不安や悩みを相談したり、交流を深めるための場所。平成29年度から、北条こども園内に設置していた子育て支援センターを廃止し、大栄健康増進センター内に設置していた子育て支援センターに統合。

施設整備 遊具、芝生、築山、フェンス、施設看板設置

★担当 子育て支援センター 三谷、大家（電話 健康増進センター：37-2124）

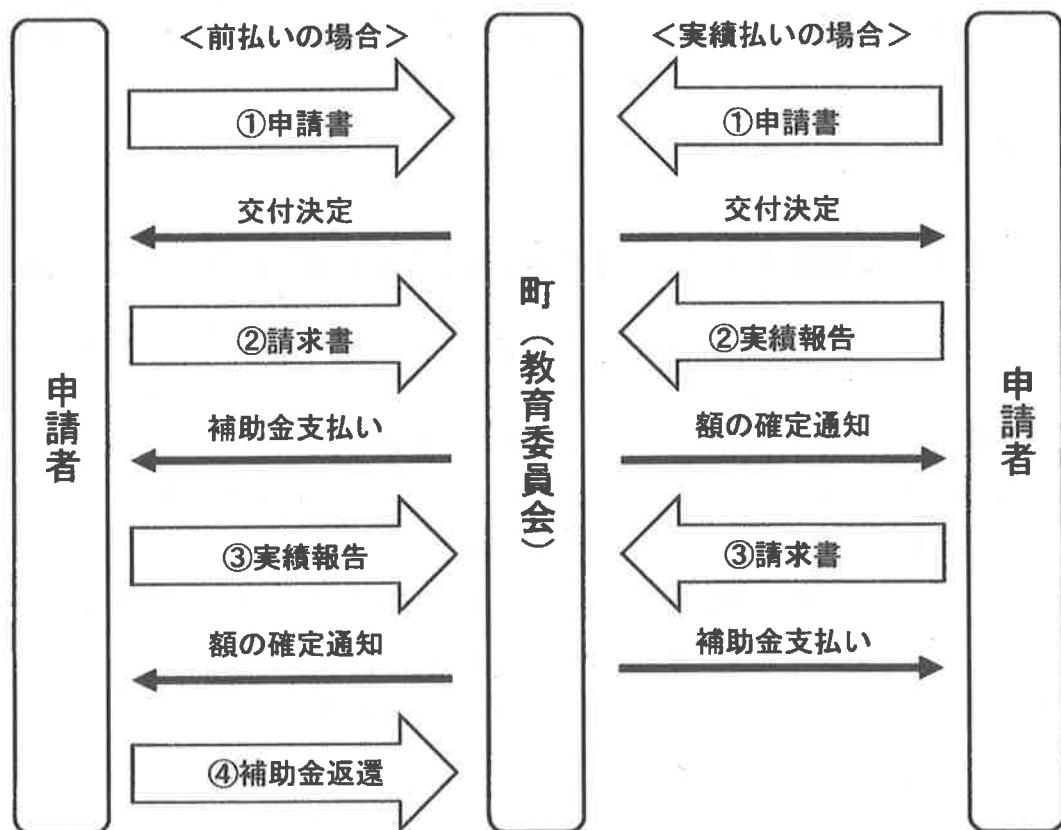
4 自治会等地域ボランティア学習活動支援事業について 【変更】

長期休業中に自治会等が行う3日以上の学習活動に要する経費を補助する事業。

<支給要件>

- ・事業主体は、自治会、自治会PTA、地域の有志・団体等
- ・教科学習以外の体験、研究活動も対象（絵画教室、習字教室、お菓子づくり…）
- ・学習活動の対象は、地域の児童、生徒
- ・補助対象経費は、指導者謝礼（1人1回1,800円、上限3万円）…新規
教材、原材料費（上限1万円）
- ・外部団体が主催運営する体験学習への参加料、施設の入館料、食料費は対象外

<手続き図>



※④は必要な場合

★担当 学校教育室 吉田、渡辺（電話 教育総務課：37--5870）

通学路見守りボランティア募集中

通学中の児童・生徒を見守るボランティアを募集しています。

登録された方には、「見守り用ビブス」を交付します。

★担当 学校教育室 吉田、渡辺